

○ 牛伝染性リンパ腫に関する衛生対策ガイドラインに係るQ & A

Q 1. 本ガイドラインは必ず遵守しなくてはならない性格のものなのか。遵守しないと罰せられる可能性はあるのか。

A 1. 本ガイドラインは地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、冒頭の位置付けの部分にも記しましたが、我が国における本病の現状や農家の実情を考慮しつつ、着手可能な対策から講じることができるよう現場における取組の参考として活用されることを想定して作成したものです。もちろん、飼養衛生管理基準に定められている法的に遵守義務のある措置も一部に含まれてはいますが、それ以外の措置を遵守できない場合に罰せられることはありません。

Q 2. 家畜防疫対策要綱に記された防疫方針と本ガイドラインの関係性如何。

A 2. 家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付畜産局長通達）においても、既に本病対策の骨子を示していますが、本ガイドラインは当該要綱に示されている対策を現状に即し、より現場レベルで実行されやすいよう具体化したものです。

Q 3. 抗体検査を推進することで、抗体陽性が確認された牛の飼養者の生産意欲を失い、生産基盤の弱体化が懸念されることから、本病に対する生産者の理解醸成を図る必要があるのではないか。

A 3. 抗体検査の結果のみをもって、直ちにその牛を更新しなければいけないといった誤った考え方及び当該結果に基づく措置が行われないようにするため、各都道府県の皆様方をはじめとする本病対策を指導する方々には、本病に対する正しい知識、本ガイドラインの位置付け及び考え方等を正確に農家の方々に伝えていただきますよう御指導願います。

Q 4. 肥育農場に関する記述が少ないように感じるが、肥育農場では本ガイドラインに沿った対策を講じる必要はないのか。

A 4. 本ガイドラインは対策の主たる対象を生産の上流段階である繁殖農場としているものの、肥育農場でも実行可能な対策についても記載しております。具体的には、農場内での水平伝播を防ぐ対策として人為的な伝播を防ぐ対策を講じる必要があるほか、吸血昆虫対策等の新たな感染牛を増やさない対策を実施し、発症牛が極力生じないように努めることは重要だと考えます。

Q 5. まずは検査を実施し、自農場の浸潤状況を把握することを促しているが、検査に係る補助事業はないのか。

A 5. 検査に係る国の支援策としては、平成26年度から、家畜生産農場衛生対策事業の中で、牛伝染性リンパ腫（以下「本病」という。）浸潤農場や共同放牧場における検査に対し、一定の補助（補助率1/2以内）が可能となっています。引き続き当該補助事業を継続しており、活用いただくようお願いいたします。

Q 6. リアルタイムPCRの検査結果を感染牛の更新における優先順位を判断する一助としてもよいか。

A 6. 本病のリアルタイムPCR検査を実施することで、感染牛のプロウイルス量を定量することが可能であり、高いプロウイルス量を保有する牛は周囲への感染源となり得ると考えられることから更新の優先順位を判断する一助となりうると考えます。

Q 7. 注射針の一头毎の交換、直検手袋の一头毎の交換については、現場では未だに履行されないことを耳にするが、国からもっと強制力をもって指導できないのか。

A 7. 注射針の一头毎の交換及び直検手袋の一头毎の交換については、飼養衛生管理基準にも規定されているとおり、従前から法的に遵守義務のある措置となっており、引き続き、各都道府県においても適宜指導願います。農林水産省としても、日本獣医師会や家畜人工授精師協会等の関連団体の協力を得るなど様々な機会を活用して、改めて厳に遵守するよう指導してまいります。

Q 8. 清浄化を目指す農場における繁殖雌牛の更新について、更新に対する補助事業等はないのか。

A 8. 繁殖雌牛の更新に係る国の支援策としては、平成30年度から、家畜生産農場衛生対策事業の中で、高度感染牛の淘汰に対し一定の補助（定額（ただし、当該家畜の評価額の3分の2から利用額を控除した額以内））が可能となっています。

Q 9. フリーストール型牛舎等の牛が自由に歩き回れる飼養状況における吸血昆虫対策はどうすればよいのか。

A 9. フリーストール型牛舎等の牛が自由に歩き回れる飼養状況においても、牛舎周辺の除草等により吸血昆虫の生息場所を少なくする、牛舎全体を防虫ネットで囲うことでアブの牛舎内への侵入を防止する、アブトラップ等の捕虫装置を設置する、農場内でサシバエが発生しないような適切な糞尿管理をするなど、分離飼育が困難な状況であっても取組可能な対策は様々なと考えられ、各農

場において取組可能な対策を講じていくことが重要だと考えます。

Q10. ガイドラインにあるように、本病の抗体陰性牛を導入したいので家畜市場に上場される牛の検査・公表をして欲しいという要請があった場合、どう対応すればよいか。

A10. 本病の抗体陽性牛の大部分は、発症することなく経済動物としての役割を全うできるため、単に抗体陽性の結果のみをもって「疾病の発生」とみなすことは不適當であり、家畜伝染病予防法上でも抗体陽性の結果のみをもって本病の発生とは扱っていません。したがって、たとえ、家畜取引当事者から家畜取引法（昭和31年6月1日法律第123号）第13条に規定されている「疾病にかかっているかどうかの検査」として、本病抗体検査の要望があった場合でも、検査を実施する義務は生じません。また、本病の抗体陽性牛である事実は、家畜取引法施行規則（昭和31年8月29日農林省令第43号）第4条に規定される公表事項の「知り得た悪へき及び疾病」に該当しないため、公表すべき事項には該当しません。

Q11. 本病の抗体陽性牛が家畜流通における瑕疵担保責任の瑕疵に該当するか。

A11. 市場開設者が瑕疵担保責任を負うか否かについては、家畜の取引における売買契約に基づくものと考えます。

- ① 一般的には、本病の抗体陽性牛であっても、その大部分の牛は発症することなく経済動物としての役割を全うし、通常有すべき品質・性能を有していること、
- ② 現在、外見的に異状のない生体牛が、将来的に本病を発症するかどうかを確実に診断できる検査法は確立されておらず、取引時に瑕疵があったとの判断ができないことから、抗体陽性と判明している牛を購買者に知らせずに販売した場合であっても、特に本件に関する売買契約上の定めがなければ、市場開設者や出荷者に瑕疵担保責任が生じるものではないと考えています。

Q12. 放牧場等で2～3mの間隙を設けることで、本当に吸血昆虫による媒介が防げるのか。

A12. 感染牛と非感染牛の飼養場所を2～3m空けることにより、両者の直接接触を避けられることに加え、吸血昆虫が感染牛と非感染牛から連続して吸血し、本病ウイルスを伝播させるリスクを低減させることができます。当然ながら、風向きや吸血昆虫の数、感染牛の頭数などの状況によっても伝播リスクは変わり得ますが、感染牛と非感染牛の距離が広がるほど伝播リスクは低減するものと考えられます。本病の主たる感染様式は感染細胞と非感染細胞が接触することで起きるcell_to_cell感染であるため、牛から牛

へ伝播が成立するためには、感染牛の血液中の生きた感染細胞が、非感染牛の体内に侵入する必要があります。感染牛と非感染牛の間に物理的な障害物や距離を置くことで、万が一、アブが感染牛の次に非感染牛を吸血した場合でも、牛から牛へと移動している間にアブの口吻に付着した血液が乾燥し、本病ウイルス感染細胞が感染能を失うと考えられています。

Q13. 小規模農家を中心に感染牛と非感染牛を分離して飼育することは困難のように思えるが、施設改修等を実施することなく分離飼育は可能なのか。

A13. 仮に小規模農家であっても、検査の結果、自農場の陰性・陽性牛の把握が可能であれば、農場内での伝播リスクを低減させるよう、牛の配置を入れ替える、空間をあける、防虫ネットで仕切るなど容易に取り組むことができる方法があるほか、作業の順序に配慮する、感染牛にペルメトリン製剤を塗布するなどの方法についてもガイドラインで紹介しており、施設改修することなく、農場内の伝播リスクを低減する対策を講じることは可能です。

Q14. 本病のワクチン開発など、本病対策に係る研究開発を進めるべきではないか。

A14. 本病に対するワクチン開発については、基礎研究段階にあるものの、本病の原因ウイルスは非常に変異しやすく、宿主のDNA中に組み込まれる性質を有したレトロウイルスであり、現時点で有効なものを開発することは極めて困難であると承知しております。一方で、ワクチン開発以外の本病対策に資する研究・開発については、国として継続的に実施しており、効果的な知見や技術が一つでも多く実用化されるよう努めてまいります。